

ついで大正10・1にふたたびつぎのように改正された。

人 力 車	1両1マイルにつき	6銭	最低運賃	1円20銭
自動自転車	同	10	同	2
商品運搬車	同	4	同	80
自転車・乳母車	同	3	同	60

昭和5・4メートル法の実施に伴って、つぎのように改正された。

人 力 車	1両1kmにつき	4銭	最低運賃	1円20銭
自動自転車	同	6	同	2
商品運搬車	同	3	同	80
自転車・乳母車	同	2	同	60

昭和7・8旅客および荷物運送規則の全面改正の際に、人力車、自動自転車および商品運搬車の取扱を廃止し、つぎのように運賃が改正された。

ア 自転車・乳母車 1両1kmにつき2銭 最低運賃60銭  
イ 小児車 通常小荷物運賃と同額

昭和17・4に至り車両類は一般小荷物の受託範囲のもの（長さ2m、容積0.3m<sup>3</sup>、重量10kg以内）にかぎり取扱うこととし、通常小荷物運賃の2倍とすることに改正されたが、昭和19・7にさらに通常小荷物運賃とされた。現行においては車両は割増運賃の一部となっており、昭和24・5、同32・4に改正されたものである。

(5) 死体運賃の沿革

明治7・8京浜間において死体の運送を開始し、運賃を1個5円とした。明治23・1に1個1マイルにつき20銭、最低運賃4円（12才未満の小児死体は半額）とされたが、大正7・9に至り急行列車によって運送することを認めるとともに、運賃を1個1マイルにつき25銭、最低運賃5円（急行列車による場合は5割増）とした。

大正10・1に學術研究用等の死体についてべつに運賃を設け、つぎのように改正された。

ア 學術研究・犯罪捜査または裁 1個1マイルにつき 25銭  
判上の鑑定に供する死体 最低運賃 5円  
イ その他の死体 同 40銭 同 8円  
昭和5・4メートル法実施に伴ってつぎのように改正された。  
ア 學術研究・犯罪捜査または裁 1個1kmにつき 15銭  
判上の鑑定に供する死体 最低運賃 5円  
イ その他の死体 同 25銭 同 8円

昭和17・4に至り死体は、1体につき1,000kg分の通常小荷物運賃と同額とすることに改正し、32・4月1体につき500kg分に改正された。

(6) 新聞紙・雑誌運賃の沿革

新聞紙の運賃は、鉄道の開通当初は手荷物運賃と同額であったが、明治22・6に1口の重量が10斤以上ものは手荷物運賃の半額に改められ、さらに翌年1月に重量10斤以上ものは通常小荷物運賃の $\frac{1}{4}$ とされた。

明治36・4に至り新聞紙および雑誌の託送量がいちじるしく増加したので、特別運送の取扱を開始し、さらに明治37年に新聞紙・雑誌運賃を設定し、マイル程の遠近にかかわらず重量1斤につき1銭、最低運賃5銭とされた。これが現行の新聞紙・雑誌運賃のはじめであった。その後明治33・9から明治34・3までの間は、新聞紙・雑誌運賃を第1種と第2種（満6箇月間に15,000斤以上の託送があるもの）に分け、第1種は通常小荷物運賃の2割減、第2種は5割減として特別の賃率を設定しなかったが、明治34・4に至りマイル程の遠近にかかわらず重量1斤につき

1銭、最低運賃5銭と旧に復した。距離の遠近にかかわらず重量単位当りの賃率によって運賃を計算する制度は、現在まで存続しているが、大正10年から昭和21・3までは、通常扱と特別扱（第3種郵便物の認可を受けたもの）との2本建の賃率であり、また昭和21・4以降から新聞紙と雑誌の賃率に差異が生じた点が注目される。明治34・4以降昭和32・4現行までの変遷はつぎのとおりである。

改正期	種 別	賃 率	最低運賃
大正10・1	通常扱新聞紙・雑誌	1斤につき 8厘	1個 4銭
	特別扱 同	同 5	同 3
昭和5・4	通常扱 同	1kgにつき 1銭3	同 4
	特別扱 同	同 8	同 3
昭和21・4	特別扱 新聞紙	同 3銭	1箇月
	同 雑誌	同 5	1,800kg
昭和22・7	同 新聞紙	同 6	同
	同 雑誌	同 35	同
昭和22・12	同 新聞紙	同 15	同
	同 雑誌	同 ー	同
昭和23・7	同 新聞紙	同 50	同
	同 雑誌	同 1円25	同
昭和25・2	同 新聞紙	同 1円	同
	同 雑誌	同 3	同
昭和26・11	同 新聞紙	同 1円50銭	同
	同 紙 雑	同 4円	同
昭和28・1	同 新聞紙	同 1円65	同
	同 雑誌	同 4円40	同
昭和32・4	同 新聞紙	同 1円85	同
	同 雑誌	同 4円90	同

(7) 食料品運賃の沿革

大正2・2都市における日用品需給の便を図るため、運送距離50マイル以内の牛乳、生鮮魚介類、鮮肉、野菜、果物および卵に対して、重量30斤までは20銭、31斤以上は10斤までを増すごとに5銭を加算という低廉な運賃を特設し、さらに空容器は無賃で運送することとしたのが食料品運賃の始まりである。

昭和5・4メートル法実施に伴って食料品運賃はつぎのように改正された。

キロ程	重 量	20kg まで	21kg 以上は6kg までを増すごとに
	80km まで		30銭
240		55	20

昭和7・8旅客および荷物運送規則の全般的改正を機に、つぎのように改正されたが、昭和17・3荷物運送一元化に伴って食料品運賃制度は廃止され、運賃割引制度をもってこれにかえることとなった。

キロ程	重 量	20kg まで	25kg まで	30kg まで	35kg まで	40kg まで	45kg まで	50kg まで
	50km まで		25	30	35	40	45	50
100		30	35	40	45	60	65	70
200		45	55	60	70	85	1.00	1.05
250		60	75	80	95	1.10	1.35	1.40

(金田政吉)